

「売買取引の条件」規程

1 営業日及び営業時間について

(1) 営業日

- ・ 営業日は、当社が作成する休開市カレンダーのとおりとします。なお、本年の休開市カレンダーはホームページ (<https://www.hiroshimasuisan.co.jp>) にて、ご確認下さい。
- ・ 休開市カレンダーは、毎年 11 月に作成し、インターネットの利用その他の適切な方法により公表します。

(2) 営業時間

- ・ 事務所 8:00～17:00
- ・ 販売時間 0:00～15:00
- ・ せり売開始時間 活魚 4:15～
近海物 4:30～

2 取扱品目

- (1) 生鮮水産物及びその加工品
- (2) 加工食料品（材料に水産物を含むものに限る。）

3 生鮮食料品等の引渡しの方法

(1) 出荷者からの物品について

ア 物品の引渡しの場所

- ① 出荷者は、当社に対する物品の引渡しを、当社の卸売場で行うこととします。
- ② 特別な理由がある場合は、産地又は出荷地での引き渡しも可とします。
- ③ ①、②による引き渡しが困難な場合は、協議により指定する場所において引き渡しを行うことも可とします。

イ 引渡しの時間

0:00～24:00

ウ 物品の受領について

(ア) 物品の受領の通知について

- ① 出荷者は、出荷する物品に送り状を添付することとします。送り状に記載する項目は、次のとおりとします。
 - ・ 出荷者名
 - ・ 出荷年月日
 - ・ 品名

- ・規格及び等級
- ・数量
- ・産地
- ・出荷先卸売業者名
- ・その他確認に必要な事項

② 当社は、物品の引渡しを受けたときは、出荷者に対して、ただちに、その品名、数量、等級、品質、受領のときにおける物品の状態及び受領の日時を通知します。ただし、受領の翌日までに売買仕切書を発送（FAX等）する場合は、売買仕切書の発送をもって受領の通知に代えることができることとします。

(イ) 引渡しの際に物品の異状を認めた場合（不良品）について

物品の受領に当たっては、送り状に基づき、確実に検収を行います。その際、種類又は品質の相違、腐敗、数量の不足等の異状を認めたときは、別途社内で検討し、対処することとします。

(2) 販売した物品について

ア 物品の引渡しの場所

- ① 当社は、買受人に対する物品の引渡しを、当社の卸売場で行うこととします。
- ② ①による引き渡しが困難な場合は、協議により指定する場所において引き渡しを行うことも可とします。

イ 引き渡しの時間

買受人は、当社から卸売を受けた後、速やかに買い受けた物品を引き取ることとします。

ウ 物品の受領について

(ア) 物品の受領の通知について

- ① 当社は、販売した物品について、買受人が明らかになるよう、買受人ごとに受渡票を作成し、買受人が物品を引取る際にその物品と照合の上、買受人が物品を受領できるよう通知します。
- ② 当社は、買受人が卸売物品の引取りを怠ったときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告しないで他の者に卸売をすることができることとします。

(イ) 販売後に物品の異状を認めた場合（事故品）について

物品を買受人に引き渡した後において、買受人から隠れた^{かし}瑕疵があること又は数量、品質に著しい差異があること等を理由に、広島市長が定める期間内に当社に対して販売代金の減額の申出があった場合で、その申出について広島市長が正当な理由があると認めた場合（事故品）については、当社は、広島市が規定する要領に従い、それに相当する減額をします。

4 委託手数料その他出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(1) 委託手数料

当社が委託者から収受する委託手数料は、次表に掲げるとおりとします。なお、委託手数料の算出根拠となる卸売金額は、消費税及び地方消費税を含まないものとします。

取扱品目	額
生鮮水産物及びその加工品	100分の6.5

(2) 出荷者が負担する費用

出荷物品の卸売に係る費用のうち、次表に掲げるものは、これに係る消費税及び地方消費税を含めて出荷者の負担とします。

項目	内容	額
運賃	当該物品の当社卸売場までの運送料	実費
荷役料	トラック荷下ろし、水揚げ、荷扱、検貫、締め、活魚取扱、氷費用	荷役料等控除明細の通り
保管料	冷凍、冷蔵、その他の方法により、当該物品を保管した為に要する費用	実費
通信費	当該物品を販売するに当たって出荷者等への連絡に要する費用	荷役料等控除明細の通り
仕切金送金料	仕切金の銀行振込手数料	実費
郵便料	売買仕切書及び買付計算書の郵送時の切手代	実費
その他	上記以外で、当社が手配した場合の費用	実費

(3) 買受人が負担する費用

買受人が負担する費用は、次表に掲げるとおりとします。

項目	内容	額
運送料	当社と買受人が協議により指定した場所までの運搬費及びに荷卸しに要する費用	運搬費は実費、荷下ろし料は、荷役料等控除明細の通り
保管料	買受人が卸売物品の保管を依頼した時の費用	実費
箱代	当社が箱を手配した場合	荷役料等控除明細の通り
氷代	当社が氷を手配した場合	荷役料等控除明細の通り

その他	上記以外で、当社が手配した場合の費用	実費
-----	--------------------	----

5 販売代金の支払期日と支払方法

(1) 支払期日

ア 委託物品について

当社は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対し、卸売をした日の翌日（当社と委託者との合意により支払期日を別に定めた場合においては、当該支払期日）までに、当該受託物品の卸売金額から委託手数料その他の委託者が負担すべき費用の額を差し引いた額を支払うこととします。

尚、市場・銀行休日は翌営業日となります。

イ 買付物品について

当社は、出荷者から卸売のための取扱物品を買い受けたときは、当該出荷者に対し、当該取扱物品の引渡を受けた日の翌日（当社と出荷者との合意により支払期日を別に定めた場合においては、当該支払期日）までに、その買い受けた取扱物品の代金を支払うこととします。

尚、市場・銀行休日は翌営業日となります。

ウ 販売物品について

仲卸業者、売買参加者その他の買受人は、当社から買い受けた取扱物品の引渡しを受けると同時（当社と買受人との合意により支払期日を別に定めた場合においては、当該期日まで）に、その買い受けた取扱物品の代金を支払うこととします。

(2) 支払方法

当社との売買取引における支払方法は、精算会社経由又は直接支払いのいずれかにより、現金及び銀行振り込みによることとします。

6 完納奨励金

当社は、代金の期限内の完納を奨励するため、次のとおり、完納奨励金を交付します。

(1) 交付対象者

取扱物品の代金決済の方法として、精算会社を利用している者

(2) 交付基準

ア 年間支出総額の限度額は、当社の事業年度の卸売金額（せり売又は相対取引に係る価格に8%に相当する金額を上乗せした金額。）の1000分の4（以下「支出限度率」。）以内とします。

イ 完納奨励金の交付率は、完納奨励金の支出額が、アに定める年間支出総額の範囲内にとどまり、かつ代金決済の合理的制度の維持が可能となるよう総合的に勘案し別

途定めるものとします。

ウ 交付方法

- ① 完納奨励金の支出は、毎月 1 日から月末までの累計額で行うこととします。
- ② 完納奨励金の年度支出累計が卸売金額の年度累計に支出限度率を乗じた額を超えることとなるときは、支出しないこととします。

7 取扱物品の販売方法等に関する事項

(1) 販売方法について

当社での販売方法は、全物品、せり売もしくは相対売となります。

(2) 売買取引の単位 について

当社が行う売買取引の単位は、重量、個数によるものとします。

(3) せり売について

ア せり売に参加できる者の条件について

当社のせり売により卸売を受けることができるものは、仲卸業者及び売買参加者のみとします。

イ 呼値の方法

せり売の際の呼値は単価（符号）とします。

ウ せり売の方法及びせり落しの成立

- ① せり売は、当社が認め標章を付けた買受人に対し、その物品についての産地、出荷者、数量、その他せり売に必要な事項を呼び上げ、又は表示した後に開始します。
- ② せり落としは、せり人が最高申込価格を 3 回呼び上げた時に決定し、その申込者をせり落とし人とする。但し、呼び上げ回数は状況に応じて減ずることができる。
- ③ せり人は、せり落とし人が決定した時は直ちにその単価及び買受人番号を呼び上げる。

8 受託物品の保管に関する事項

1. 当社は、受領した委託物品の販売が終了するまでは、その保管の責めを負います。
2. 当社は、当社の責めに帰すべき事由によって委託物品の保管中に生じた腐敗損傷等、委託者の受けた損害について、その賠償の責めを負います。

9 売買参加者に関する事項

当社が行うせり売による卸売に参加したい方は、当社の売買参加者として当社が発行する「せり売又は入札参加希望者確認書」を持って、広島市へ届出する必要があります。（広島市への届出の手続きでは、別途、添付資料等が必要になります。）